

# 新たな危機事象に対する対応方針

平成26年6月

福島市

# 目 次

## 第1章 総則

第1節 目的	1
第2節 定義	1
1 危機	1
2 危機事象の区分	1
3 危機管理	1
4 個別危機管理対応マニュアル	2
5 部局	2
6 所管部局	2
第3節 新たな危機事象に対する 対応方針の適用範囲	2
第4節 責務	2
1 市の責務	2
2 各部局の責務	2
3 職員の責務	3
第5節 危機管理体制	3

## 第2章 平常時の危機管理

第1節 個別危機管理対応マニュアルの整備	4
1 個別危機管理対応マニュアルの作成	4
2 業務委託や指定管理者を導入している場合	4
第2節 危機管理能力・意識の向上	4
1 各部局における危機管理能力の向上	4
2 市民に対する危機意識の啓発及び連携の強化	4
第3節 情報共有化体制の整備	4
1 共有すべき情報	4
2 情報収集伝達体制の整備	4
3 情報の管理	5
第4節 関係機関との連携	5
第5節 資機材の整備	5

## 第3章 危機発生時の対応

第1節 危機事象のレベルと対応体制	6
1 危機レベル判断の目安	6
第2節 初動対応	6
1 情報の収集及び伝達	6
2 所管部局の対応と役割	7
3 危機管理室の役割	7

4 住民の安全確保等	8
第3節 危機管理連絡調整会議の設置	8
1 設置	8
2 組織・運営	8
3 主な所掌事務	8
4 設置場所	8
第4節 危機管理対策本部の設置	8
1 設置	8
2 設置の決定	9
3 組織・運営	9
4 主な所掌事務	9
5 設置場所	9
第5節 応急対策の検討・実施	9
第6節 広報活動	9
1 市民への情報提供	9
2 報道機関への情報提供	9

## 第4章 危機収束時の対応

第1節 安全確認及び復旧対策	10
1 安全確認	10
2 復旧対策	10
第2節 被害者への支援	10
1 相談窓口の開設	10
2 健康相談	10
3 生活支援	10
第3節 危機管理の検証・評価 と対応力の向上	10
1 危機管理の検証・評価	10
2 対応力の向上	10
別表1 想定される主な危機事象	11
別表2 個別危機管理対応マニュアル構成例（盛り込むべき内容の例）	12

# 第1章 総則

## 第1節 目的

新たな危機事象に対する対応方針(以下「方針」という。)は、「地域防災計画」、「水防計画」、「国民保護計画」、既に「対応計画、マニュアル」が定められている以外の「危機事象」に関する基本的な考え方を定めることにより、迅速かつ的確な対応体制を整備し、市民(市内の事業所に勤務する者、市内の学校に通学する者及び観光客、滞在者などを含む。以下同じ。)の生命、身体及び財産への被害及び市の円滑な行政運営への支障を防止又は最小限に抑制することを目的とする。

## 第2節 定義

方針において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

### 1 危機

危機とは、市民生活に対して危険又は不安定な状況をもたらす、若しくはもたらすおそれのある次に該当する事態をいう。

- (1) 市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある緊急の事態
- (2) 市民生活に多大な不安を与える事態
- (3) 市の円滑な行政運営、行政サービスに重大な支障を及ぼす事態

### 2 危機事象の区分

本市では、この危機を「災害」、「武力攻撃事態等」、「新たな危機事象」に区分する。

#### (1) 「災害」

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定められている「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)に基づく原子力事業者の原子炉の運転、事業所外運搬等により、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害をいう。

#### (2) 「武力攻撃事態等」

武力攻撃事態等とは、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第2条第2項及び第3項で定められている「武力攻撃事態」及び「武力攻撃予測事態」、並びに第25条第1項で定められている「緊急対処事態」をいう。

#### (3) 「新たな危機事象」

「災害」及び「武力攻撃事態等」以外の危機をいう。

また、その具体的な事例は別表1のとおりである。

なお、新たな危機事象については、社会情勢や経済情勢等によって変化するものであることから、適時、追加・修正等の見直しを行う。

### 3 危機管理

危機事象を未然に防ぐこと及び事前に備えること、並びに危機事象の原因と状況を把握、分析し、その危機事象によってもたらされる課題を想定することにより、被害や影響の発生又は拡大を防止、

軽減し、最小限に抑制することを図り、その後、市民生活を平常に回復させることをいう。

#### 4 個別危機管理対応マニュアル

個別危機管理対応マニュアルとは、各部局において個別に具体的な危機管理を、円滑かつ適切に行うために必要な対処方策等を示した手順書をいう。

#### 5 部局

福島市部設置条例第1条(昭和48年福島市条例第30号)に掲げる部及び会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、教育委員会、消防本部及び水道局をいう。

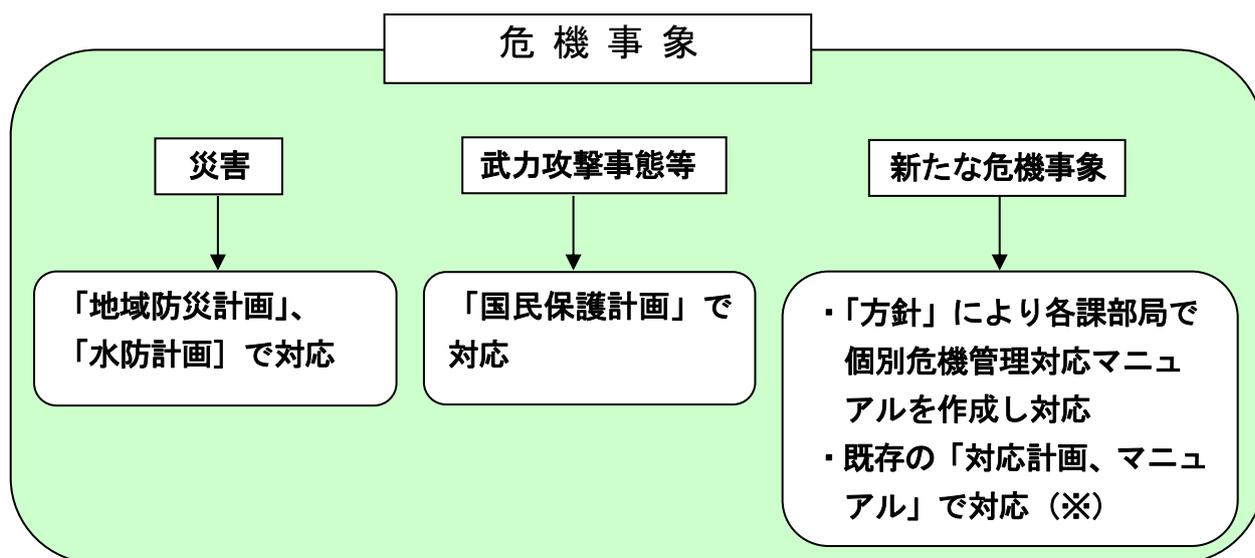
#### 6 所管部局

上記5の部局であって、新たな危機事象に対応する部局をいう。

### 第3節 新たな危機事象に対する対応方針の適用範囲

方針で対象とする危機事象は、原則として前節2の(3)「新たな危機事象」とする。ただし、既に対応計画、マニュアルが策定されている危機事象を除く。

なお、(1)「災害」、(2)「武力攻撃事態等」については、それぞれ個別の計画で対応する。



(※) 本市で定めている既存の対応計画、マニュアルには、  
福島市新型インフルエンザ対策行動マニュアル  
福島市高原性鳥インフルエンザ家きん等対策用マニュアル などがある。

### 第4節 責務

#### 1 市の責務

市は、市民の生命、身体及び財産の保護のため、市の有する機能を十分に発揮するとともに国、県、他の関係機関と連携・協力して危機管理を総合的に推進するものとする。

#### 2 各部局の責務

各部局は、危機事象の発生に備えた危機管理意識の高揚や予防措置を講ずるため、危機管理組織体制の整備、訓練の実施などの事前対策を実施するとともに、危機事象発生時の情報収集伝達や人命の安全確保のための応急対策、被害者に対する支援等の事後対策など、想定される事象別に個別危機管理対応マニュアルを整備する。

また、危機事象が発生した場合には、個別危機管理対応マニュアルに基づき、危機管理室や関係部局及び関係機関等と連携して、当該事態に対処する。

なお、危機管理室は、所管部局が不明確な危機事象が発生した場合、あるいは全庁的な対応が必要な場合には総合調整を行い、関係部局による事態の対処を支援する。

### 3 職員の責務

職員は、自らの職務及び立場に応じて、常に起こりうる危機事象を想定し、その対応策を検討するとともに、訓練などを通じて必要な技術や知識の習得に努める。

## 第5節 危機管理体制

市の危機管理体制については、次のとおりとする。

### (1) 市長

市長は、危機管理の最高責任者として、迅速かつ的確に、危機管理方針を決定する。

### (2) 副市長

副市長は、市長を補佐し、市長に事故のあるときは、その職務を代行する。

### (3) 危機管理監

危機管理監は、平常時には危機管理室を指揮し、計画的かつ総合的に危機管理施策を推進するとともに、危機事象が発生したときは、危機管理室及び所管部局と連携し、危機管理体制の総合調整を行う。

また、市長及び副市長に事故のあるときは、その職務を代行する。

### (4) 部局長（危機管理責任者）

各部局長は、危機管理責任者として、部局における危機管理体制の整備、及び所管する危機事象への適切な対応に関して責任を負うとともに、危機事象発生時には、部局が行う危機管理対策を指揮するとともに、部局間の調整を図る。

また、想定される危機事象を所管する課長に対し、マニュアルの作成を指示する。

### (5) 危機事象を所管する課長

課内の危機管理体制の整備、及び所管する危機事象への適切な対応に関して責任を負うとともに、危機管理責任者を補佐し、また、所属職員を指揮監督する責任を負う。

## 第2章 平常時の危機管理

### 第1節 個別危機管理対応マニュアルの整備

#### 1 個別危機管理対応マニュアル（以下「個別マニュアル」という。）の作成

各部局は、所管する事務に関連する平常時の危機管理、危機事象発生時の対応及び危機収束時の対応を迅速かつ的確に行うため、想定される危機に備え個別マニュアルを作成する。

なお、必要に応じ見直しを行うものとし、作成（修正）された個別マニュアルは、危機管理室に報告する。

また、個別マニュアル作成時の構成例は、概ね別表2のとおりとする。

#### 2 業務委託や指定管理者制度を導入している場合

- (1) 業務を委託している場合は、業務実態や施設状況を把握したうえで、市側の所管部局が当該業務又は施設に係る個別マニュアルを作成し、受託業者へ周知、研修・訓練等を実施する。
- (2) 指定管理者制度を導入している場合は、指定管理者と危機管理に関して協議のうえ、市側の所管部局が当該業務又は施設に係る個別マニュアルを作成して、共同で研修・訓練等を実施する。
- (3) 業務委託・指定管理者制度を導入しているいずれの場合も当該業務又は施設に係る危機事象が発生した際は、当該業務の契約又は協定等に基づいたうえで、市側の所管部局が主体的に対応する。

### 第2節 危機管理能力・意識の向上

#### 1 各部局における危機管理能力の向上

各部局は、個別マニュアルに即し、迅速かつ的確に対応できるよう必要に応じ訓練を行い、職員の危機管理能力、危機管理意識の向上を図る。訓練実施時には、訓練結果を参加者で評価し、明らかになった課題等は個別マニュアルの見直しなどに活用する。

#### 2 市民に対する危機意識の啓発及び連携の強化

各部局は、市民に対し危機事象に関する啓発を行うとともに、危機事象発生時の防止や、危機事象発生時の被害軽減のために、訓練等を通じ市民との連携の強化に努める。

### 第3節 情報共有化体制の整備

#### 1 共有すべき情報

危機事象発生の際には至っていないが、危機が潜在化している事態や、各部局で現在対応している事案など逐次、危機管理室と情報を共有する。

なお、必要に応じて、行政情報ネットワークを活用して職員間で情報を共有し、事態の状況によっては所管部局長が関係課長を招集する。

#### 2 情報収集伝達体制の整備

各部局は通常業務において収集可能な情報を積極的に収集し、その内容が危機事象に発展しないかを分析し、迅速な対応が取れるように努める。

また、各部局は危機事象の発生に備え、夜間及び休日の場合を含めた情報連絡網を整備し、職員に周知する。

### 3 情報の管理

各部局が収集した情報については、危機事象発生の状況、被害の状況、今後の見通し、応急措置の状況等を整理したうえ、発生した危機事象を所管する課長を情報責任者と定め、その者が一元的に管理する。

### 第4節 関係機関との連携

各部局は、危機管理に関し、平常時より関係機関と連携し情報収集等に努めるとともに、危機事象発生時においても連携して、迅速かつ的確な対策が実施できるよう、関係機関の窓口や連絡先を把握するとともに、日頃から連携を密にする。

### 第5節 資機材の整備

各部局は、危機事象に備え、必要な資機材を備蓄、整備する。備蓄に適さない物資については、関係者と協議し、調達が円滑に図れるよう調整しておく。

## 第3章 危機発生時の対応

### 第1節 危機事象のレベルと対応体制

迅速な危機事象への対応を図るため、危機事象にレベルをⅠからⅢまでの3段階を設定し、危機レベルごとに想定される危機事象内容、危機レベルの判断基準、それに対応する組織体制をそれぞれの個別マニュアルで定めることとする。

また、危機事象のレベル及びレベルの移行については、危機事象の所管部局の判断等に基づき、危機管理監が具申し、市長が決定する。

危機レベル	危機レベルの内容	対応体制
レベルⅠ (所管部局レベル)	危機事象が発生し、又は発生するおそれがあるが、通常の所管部局で対応が可能なとき。	所管部局で対応。
レベルⅡ (複数部局レベル)	危機事象が発生し、又は発生するおそれがあり、その被害が市民に及ぶとき。また、その対応が、所管部局のみでは困難であるため、複数部局で対応する必要があるとき。	所管部局が主体となって、関係部局を参集し連絡調整会議を設置。
レベルⅢ (全庁レベル)	危機事象が発生し、又は発生するおそれがあり、その被害の規模や社会に与える影響が大きく、拡大するおそれがあり、全庁的に対応する必要があるとき。	危機管理室が主体となって危機管理対策本部を設置。

#### 1 危機レベル判断の目安

(1) レベルⅡの判断目安は次のとおりとする。

- ① 自部局の権限領域を超えているため、判断、意思決定ができない。
- ② 人的応援又は技術的・専門的な支援が必要である。
- ③ マスコミ対応や市民への迅速な情報発信が必要である。

(2) レベルⅢの判断目安は次のとおりとする。

上記(1)に加えて、次に該当する場合とする。

- ① 被害や影響が広域、広範囲にわたる。
- ② 応急対策が複数部局にわたり、調整や役割分担を一つの指揮命令のもとで実施する必要がある。
- ③ 国、県、周辺自治体、関係部局との情報共有、調整、密接な連携が必要である。

### 第2節 初動対応

#### 1 情報の収集及び伝達

(1) 情報の収集

- ① 所管部局は、夜間休日を含め、危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合は、関係機

関と連携して情報収集に努めるものとする。

②危機事象の発生直後は、特に情報が錯綜し、混乱するおそれがあるので、所管部局は情報を整理し、あらかじめ定められた情報管理の責任者が一元的に管理する。

## (2) 情報の伝達

①第1報及び被害状況等の速報は、遅滞なく所管部局長又は危機事象を所管する課長が市長に報告する。また、市長からの指示事項があった場合は、速やかに関係部局に伝達する。

②危機事象の発生情報を入手した部局（所管部局以外も含む）は、人命救助に係る緊急事態に対しては、各部局の判断により消防、警察等へ通報する。

③危機事象の発生情報を入手した部局は、第1報及び被害状況等の速報を所管部局長まで可能な限り早く、口頭又は電話連絡、若しくは最も適切な方法により報告する。

なお、できる限り早い情報の入手が、迅速な初動体制の確立のために不可欠であることから、第1報は完全な報告にこだわることなく、断片的な情報であっても報告し、詳細は追加情報として続報で報告する。

危機事象の詳細が判明した時点での情報は、危機事象の態様により異なるが、概ね次の事項を中心に収集し、整理する。

ア 危機事象発生の概要（時間、場所、内容等）

イ 被害の発生状況及び被害の拡大に関する予測

ウ 応急対策の状況（関係機関の実施する措置等）

エ 市民生活への影響又は地域住民の避難の状況等

④危機事象の発生情報を入手した部局が、第1報及び続報を口頭又は電話により行った場合、その後、速やかに文書により所管部局長へ報告する。報告がファクシミリ又は電子メールによるときは、送信後直ちに、電話により送信確認を行う。

⑤所管部局は、収集した情報を危機管理室へ報告するとともに、あらかじめ定められた情報連絡網に基づき、速やかに関係機関へ伝達し、情報の共有化を図る。

## 2 所管部局の対応と役割

所管部局は、関係部局と連携しつつ、市民の生命、財産等への被害が最小限となるよう、以下の役割を担いつつ、最も有効な対応策を迅速に実施する。

(1) 第1報を受けた以降においても、引き続き、情報を収集、整理するとともに、一元的に管理し、逐次、危機管理室に報告する。

(2) 市長への報告を随時行う。

(3) 必要に応じて危機事象発生現場において現地対応を行う。

(4) 危機管理室と連携を図りながら、関係部局と連絡、調整を行う。

(5) 危機管理室と当該危機事象に関する情報交換、対応策の協議等を行う。

(6) 市議会へ必要な報告を行う。

(7) 所管部局は、市の説明責任を果たすため、広報広聴課と連携して、市民等からの問い合わせに対応する体制を整え、適切なクライシス・コミュニケーション（※注）を講じる。

(8) 必要に応じて、危機管理連絡調整会議を設置する。なお、さらに被害が拡大する場合には、危機管理対策本部の設置要請を行う。

## 3 危機管理室の役割

(1) 所管部局と情報共有を図り、最新状況を把握する。

- (2) 所管部局との連携、協力を図りながら、国、県、警察、ライフライン事業者等と情報交換及び調整を行う。
- (3) 所管部局に対して、当該危機事象の関連情報の提供、対応策の協議など必要な支援を行う。
- (4) 所管部局又は原因が不明な場合には、危機管理室が初動対応を行い、原因が明らかになった際には、その原因に応じた部局、又は危機管理監の判断により指示された部局に引継ぎを行い、当該部局が危機事象の所管部局として中心的な役割を担う。

#### 4 住民の安全確保等

危機事象発生現場周辺において、市民の生命、身体及び財産に被害が生じ又は生じるおそれがある場合には、市民に対し、状況と避難場所等の必要な情報を周知するとともに、市民の安全確保のため、最善の措置を講ずる。

#### (※注) クライシス・コミュニケーション

危機事象発生時における市民や報道機関、関係機関・団体、市職員など、市の内外に対する迅速で適切なコミュニケーション活動のこと。特に報道機関は、市民や社会への情報発信の媒体となることから、重要な危機管理の対応の一つとなる。

### 第3節 危機管理連絡調整会議の設置

#### 1 設置

当該危機事象が所管部局のみでは対応が困難であるため、複数部局で対応する必要があるとき（レベルⅡ）と判断された場合、所管部局において危機管理連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。設置した場合、直ちに市長に報告するものとする。

#### 2 組織・運営

- (1) 連絡調整会議の長（以下「議長」という。）は所管部局長とする。
- (2) 組織となる関係部局については、議長と危機管理監が協議の上、議長が定める。
- (3) 連絡調整会議が設置された場合、事務局は当該危機事象の所管部局とし、危機管理室は事務局運営を補佐する。
- (4) 危機管理対策本部への移行については、被害の状況や社会的影響等により、危機管理監が関係部局等の意見を参考に調整し、市長が判断する。

#### 3 主な所掌事務

- (1) 応急対策の実施のための調整
- (2) 危機情報の収集及び関係部局、関係機関への情報提供
- (3) その他、必要とする事項

#### 4 設置場所

連絡調整会議は庁議室兼防災対策室に設置する。ただし、被害状況等により所管部局に設置することができる。

### 第4節 危機管理対策本部の設置

#### 1 設置

当該危機事象が被害の規模や社会に与える影響が大きく、拡大するおそれがあり、全庁的に対応する必要があるとき（レベルⅢ）と判断された場合、その他、市長が必要と認めた場合において、

危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

## 2 設置の決定

- (1) 危機事象の所管部局の情報に基づき、危機管理監が対策本部を設置する必要があると認められる場合、市長（不在時は副市長）に設置を具申し、市長（不在時は副市長）がその可否を決定する。
- (2) 市長及び副市長がともに不在等で、設置の裁断が得られない場合は、危機管理監が設置の可否を決定する。その場合、危機管理監は対策本部設置について、事後に市長の承認を得る。

## 3 組織・運営

- (1) 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員を持って構成する。

危機管理対策本部については、この方針に定めがあるもののほか、福島市地域防災計画の本部組織、職員配備体制を準用する。

## 4 主な所掌事務

- (1) 対応方針の決定及び実施
- (2) 被害状況、対策状況等の総合的な把握
- (3) 関係機関との連絡調整及び協力要請
- (4) その他、必要とする事項

## 5 設置場所

- (1) 対策本部は庁議室兼防災対策室に設置する。
- (2) 本部が設置された場合、事務局は危機管理室とし、当該危機事象の所管部局は事務局運営の補助を行う。

## 第5節 応急対策の検討・実施

危機管理対策本部又は所管部局等は、応急対策を必要に応じて行う。

なお、応急対策を実施するにあたり、所管部局内だけで対応できない場合は、他部局の応援を得る。この場合、危機管理室は、所管部局と応援部局との調整を行う。

また、応急対策は福島市地域防災計画の「災害応急対策計画」を準用するなど迅速かつ的確な応急対策を実施する。

## 第6節 広報活動

### 1 市民への情報提供

所管部局は、社会的な混乱を回避するため、関係機関の協力を求めつつ、広報車、広報紙、市ホームページ、ツイッター、フェイスブック、携帯電話への緊急速報メール、コミュニティFM、福島市防災ウェブサイトなどあらゆる手段を活用し、迅速かつ的確な情報提供に努める。

### 2 報道機関への情報提供

報道機関への情報提供については、危機の規模、態様に応じて、記者会見、資料の提供等により、市民の不安解消のため、積極的な広報に努める。その内容、時期及び方法等については、原則、所管部局が市長確認の上、広報広聴課と調整し行うこととする。

なお、情報の発表は、基本的にレベルⅠの所管部局対応時及びレベルⅡの連絡調整会議設置時には所管部局長、レベルⅢの対策本部設置時には市長が行う。

## 第4章 危機収束時の対応

### 第1節 安全確認及び復旧対策

#### 1 安全確認

危機管理対策本部又は所管部局は、危機事象に係る応急対策が概ね完了し、新たな被害の発生や拡大のおそれがないと判断される場合は、関係機関と連携して、速やかに安全確認を行う。

安全が確認された場合は、速やかに報道機関に情報を提供するとともに、広報車、広報紙、市ホームページ、ツイッター、フェイスブック、コミュニティFM、福島市防災ウェブサイトなど多様な手段により市民に周知する。

#### 2 復旧対策

危機管理対策本部又は所管部局は、市民生活や地域の社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、迅速かつ円滑な復旧対策を推進する。

### 第2節 被害者への支援

#### 1 相談窓口の開設

危機管理対策本部又は所管部局は、被害を受けた市民からの相談に対応するため、必要に応じ相談窓口を開設する。なお、対応にあたっては、福島市地域防災計画の災害対策本部事務局の組織及び常設班、特別班を準用する。

#### 2 健康相談

危機事象による心身への健康に関する相談などに対処するため、関係機関の協力を得て健康相談を実施する。

#### 3 生活支援

危機管理対策本部又は所管部局は、危機事象により住居や生活基盤を失うなど、自己の力では生活の再建が困難と認められる被害者に対しては、関係機関と協議のうえ、速やかな生活再建支援のための方策を講じる。

### 第3節 危機管理の検証・評価と対応力の向上

#### 1 危機管理の検証・評価

所管部局を中心に、各部局が行った対応を時系列に整理、記録するとともに、危機事象発生の原因及び被害の分析を行い、実施した対策を検証・評価する。

また、整理した記録、検証・評価した内容については、危機管理室に報告する。報告を受けて、危機管理室は、必要に応じてその内容を検証する。

#### 2 対応力の向上

所管部局を中心に、実施した対策の事後検証・評価に基づき、個別マニュアルを必要に応じ見直すとともに、その周知を図ることなどにより、予防対策や対応力の向上に努める。

別表 1

想定される「主な危機事象」

	主 な 危 機 事 象
1 重大事故	毒物・劇物の漏洩、流出
	大雪などによる交通障害
	大規模な停電、大規模な断水
2 健康危機	新型インフルエンザ（※）、ノロウイルス等による感染症の流行
	大規模な集団食中毒の発生
	鳥インフルエンザ（※）、口蹄疫等の家畜伝染病の流行
	農作物への農薬の混入
3 環境危機	大気汚染（PM2.5）（※）、土壌汚染、水質汚濁など
	飲料水汚染（※）
	河川等への有害物質の流出
4 危険鳥獣等の出現	危険動植物の出現、昆虫の異常発生
5 自治体管理下の事件、 事故	イベントでの事件、事故
	職員・来庁者への危害
	市要人への危害（市長、副市長、議会関係者等）
	セキュリティ不備による盗難、破壊行為
	不法侵入者、不審物の発見
	不当要求
	施設の不法占拠
	施設の保守管理、修繕の不備等による怪我
公共工事による大規模な事故	
6 職員の信用失墜行為	職員個人が起こした犯罪や契約・公金等に係る不祥事
	交通事故・違反
7 情報セキュリティ	個人情報の漏洩、持ち出し
	情報システム、情報ネットワークの停止（※）
	大規模なコンピュータウイルス感染（※）
	サイバーテロ（※）

（※）は既にマニュアル等が策定されている危機事象

別表2

個別危機管理対応マニュアル構成例（盛り込むべき内容の例）

大項目	中項目	小項目
1. 総則	1.目的 2.定義 3.対象とする事案 4.責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアル作成の目的</li> <li>・用語の定義</li> <li>・対象とする事案及び概要等を危機レベルごとに想定</li> <li>・基本的な対応方針、事案に関する職員の姿勢や注意事項等</li> </ul>
2. 平常時の危機管理	1.危機管理能力・意識の向上 2.情報収集伝達体制の整備 3.関係機関との連携 4.資機材の整備 5.訓練・研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事案の想定、危機管理能力、意識の啓発、向上</li> <li>・情報の収集、伝達</li> <li>・情報の管理、分析、共有</li> <li>・関係機関、専門機関等との連携事項</li> <li>・必要な資機材の備蓄、補給計画、保有業者との連携</li> <li>・具体的な訓練の実施方法等</li> </ul>
3. 危機発生時の対応	1.初動対応 2.情報の収集伝達及び管理 3.応急対策の検討・実施 4.広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初動対応及びそれに続く対応</li> <li>・情報の収集、伝達</li> <li>・情報の管理、分析、共有</li> <li>・対策の分析、検証、評価及び再検討</li> <li>・具体的な対策等</li> <li>・二次被害の防止</li> <li>・市民等に対する広報の実施、相談窓口の設置</li> </ul>
4. 危機収束時の対応	1.安全確認 2.被害者への支援 3.危機管理の検証・評価と対応力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全確認、施設の復旧</li> <li>・相談、生活支援</li> <li>・原因調査、課題整理、評価</li> <li>・再発防止対策の検討・実施</li> <li>・マニュアルの見直し</li> </ul>